

## 船舶事故調査報告書

令和5年12月6日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 伊藤 裕 康（部会長）  
 委員 上野 道 雄  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	釣り客負傷
発生日時	令和5年2月11日 09時00分ごろ
発生場所	福井県おおい町 <sup>のこぎり</sup> 鋸 崎北方沖 鋸崎灯台から真方位358° 1,360m付近 (概位 北緯35°33.5′ 東経135°39.7′)
事故の概要	遊漁船 NO.1 JIGBOY <sup>ジグボーイ</sup> は、北進中、船体が大きく動揺した際に船首甲板に座っていた釣り客が負傷した。
事故調査の経過	令和5年6月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 NO.1 JIGBOY、6.6トン FK2-2358（漁船登録番号）、個人所有 12.45m (Lr) × 2.63m × 0.81m、FRP ディーゼル機関、366.00kW、平成9年10月 第252-22179号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 37歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年3月5日 免許証交付日 令和3年6月7日 (令和6年7月3日まで有効) 釣り客A 71歳
死傷者等	重傷 1人（釣り客A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：波向 北、波高 約2.0m
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客A及びその知人（以下「釣り客B」という。）ほか釣り客4人を乗せ、遊漁の目的で、令和5年2月11日08時20分ごろおおい町の係留地から出航した。 釣り客Aは、船首甲板左舷側にクッションを敷いて船尾方を向いて座り、釣り客Bは、釣り客Aの左隣に低反発のクッションを敷いて船尾方を向いて座り、それぞれ釣りの仕掛けを作り始めた。（写真1参照）



写真1 釣り客A及び釣り客Bの位置

釣り客A及び釣り客Bは、釣りの仕掛けを作り終えた後、波が余り高くなかったので引き続き船首甲板で船尾方を向いて座っていた。

本船は、鋸崎北方沖において約5ノットの対地速力で北進中、船長が魚群探知機を見ながら操船していたところ、09時00分ごろ正船首方からの波高約2.0mの波を乗り越えて船体が大きく動揺した。(写真2参照)



写真2 船長の操船姿勢

釣り客A及び釣り客Bは、船体が大きく動揺した際、釣り客Aは右手で左舷側の手摺り及び左手で船尾側の竿立をつかんでいて、また、釣り客Bは咄嗟に左手でチェーンガイドをつかんだが、それぞれクッションから上方に跳ね上げられた後、クッションの上に落下した。(写真3参照)



写真3 釣り客A及び釣り客Bがつかんだ箇所

釣り客Aは、臀部を打って腰部に痛みを感じ、船首甲板からキャビン前の甲板に降りて横たわっていたが、痛みが治まらずキャビンに移動した。

釣り客Aは、キャビンで横たわっていたが、トイレに行こうと思って這いずるようにしてキャビンから出たところ、右舷船尾部にいた釣り客から声を掛けられ、船体が大きく動揺した際に臀部を打って痛みが治まらないことを話した。

船長は、右舷船尾部の釣り客から、釣り客Aが負傷しているようなので救急車を手配した方が良いと言われ、右舷船尾部の釣り客に119番通報を依頼して帰航を開始した。

釣り客Aは、係留地に帰航後、救急車によって病院に搬送され、腰椎破裂骨折と診断されて58日間の入院加療を受けた。

(付図1 事故発生経過概略図、写真4 本船 参照)

その他の事項

船長は、遊漁船業の適正化に関する法律に基づく業務主任者を兼ねていた。

本船の業務規程における風速等の出航中止基準は、海上警報の発表、波高3m、風速10m/s又は視程500mとなっており、帰航基準も同様の値である。

本船の業務規程には、安全確保のために船長及び業務主任者が遵守すべき事項として、次のことが定められていた。

- ・ 航行中、波の影響により船体が動揺するときは、波の状況について適切な見張りを行うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行うことにより、船体動揺の軽減に努めます。
- ・ 航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予想される場合は、利用者に対して動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分

	<p>に乗船するよう指導します。</p> <p>船長は、ふだん波が高い場合には減速した上で船首斜めから波を受けるように操船していたが、本事故当時、魚群探知機を見ており、正船首方からの波高約2.0mの波に気付いていなかったため、波を考慮した操船を行っておらず、また、釣り客A及び釣り客Bに対し、船体中央より後方に移動するように注意していなかった。</p> <p>船長は、釣り客A及び釣り客Bが上方に跳ね上げられたのを見ておらず、キャビンで横たわっている釣り客Aを見た際、船酔いをしていると思っていた。</p> <p>釣り客A及び釣り客Bは、本事故当時、船尾方を向いており、正船首方からの波高約2.0mの波に気付いていなかった。</p> <p>釣り客Aは、釣り客Bが低反発のクッションを使用していたので、同クッションの上に落下した際の衝撃が自身より小さくて負傷しなかったのではないかと本事故後に思った。</p> <p>運輸安全委員会が同種事故の再発防止を目的として発行している運輸安全委員会ダイジェスト*1及び地方版分析集*2によれば、波により船体が動揺する場合、旅客を船体中央より後方の位置に乗船させることが必要であると分析されている。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>本船は、鋸崎北方沖を北進中、正船首方からの波高約2.0mの波を乗り越えて船体が大きく動揺したことから、船首甲板で船尾方を向いて座っていた釣り客A及び釣り客Bが上方に跳ね上げられたのち落下し、釣り客Aが臀部を打って負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、魚群探知機を見ながら操船していたことから、正船首方からの波高約2.0mの波に気付かず、本船が同波を乗り越えたものと考えられる。</p> <p>釣り客Bは、低反発のクッションを使用していたことから、同クッションの上に落下した際の衝撃が釣り客Aより小さくて負傷しなかった可能性があると考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、鋸崎北方沖を北進中、正船首方からの波高約2.0mの波を乗り越えて船体が大きく動揺したため、船首甲板で船尾方を向いて座っていた釣り客A及び釣り客Bが上方に跳ね上げられたのち落下し、釣り客Aが臀部を打ったことにより発生したものと考</p>

\*1 運輸安全委員会ダイジェスト第35号「小型旅客船の安全運航に向けて～ドンッ！腰が痛い！小型旅客船における旅客の脊椎骨折事故の防止のために～」

[https://www.mlit.go.jp/jtsb/bunseki-kankoubutu/jtsbdigests/pdf/jtsbdi-No35\\_all.pdf](https://www.mlit.go.jp/jtsb/bunseki-kankoubutu/jtsbdigests/pdf/jtsbdi-No35_all.pdf)

\*2 地方版分析集「遊漁船・瀬渡船の事故防止のために！」

<https://www.mlit.go.jp/jtsb/bunseki-kankoubutu/localanalysis/04kobe/20210727kbanalysis.pdf>

	えられる。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遊漁船の船長は、波の状況について見張りを行い、波の影響により船体が動揺するときは、波に対する進路の変更及び安全な速力までの十分な減速による船体動揺の軽減、また、波の影響により船体が動揺して危険が予想される場合は、釣り客を船体中央部より後方に移動させること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

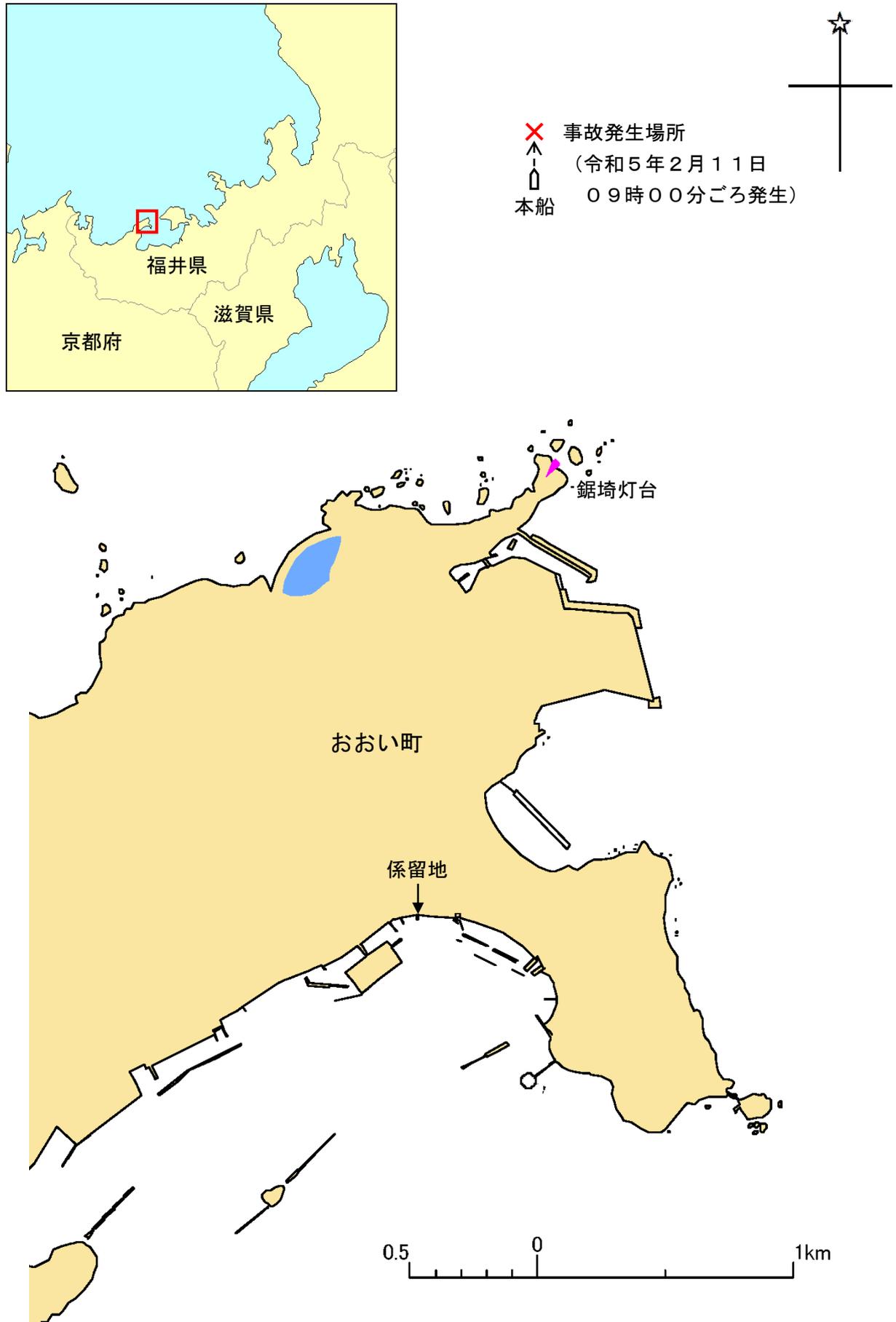


写真4 本船

